

砂川市規則第11号

令和7年4月1日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第19号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「**看護**」を「**看護等**」に、「**又は**疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行う」を「**を**行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。